

# 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（第1回）

《日 時》平成30年11月28日（水曜日）

午後2時から午後4時まで

《場 所》浮間区民センター（ふれあい館）第1ホール

## 次 第

1 開 会

2 東京都挨拶

3 委員紹介

4 設置要綱（案）説明

5 検討会の公開等に関する事項（案）説明

6 検討事項等

（1）道路のバリアフリー化モデル事業の実施について（案）

（2）特定事業計画（抜粋）

（3）浮間舟渡駅駅前広場の現場状況

（4）質疑応答

（5）現地確認

7 閉 会

## 【配付資料一覧】

- 資料1 出席者名簿
- 資料2 設置要綱（案）
- 資料3 検討会の公開等に関する事項（案）
- 資料4 道路のバリアフリー化モデル事業の実施について（案）
- 資料5 北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】  
特定事業計画（抜粋）
- 資料6 浮間舟渡駅駅前広場の現場状況
- 資料7 今後のスケジュール
- 資料8 ご意見シート

## 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会 出席者名簿

平成30年11月28日現在

委員		
学識経験者	(会長)	日本大学理工学部交通システム工学科助教
	(副会長)	日本工業大学建築学部建築学科教授
	(副会長)	中央大学研究開発機構助教
高齢者、障害者団体等		北区障害者団体連合会副会長
		北区肢体不自由児者父母の会顧問
		自立生活センター・北代表
		公益社団法人認知症の人と家族の会会員
		北区視覚障害者福祉協会会長
		北区聴覚障害者協会幹事
		NPO法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会事務局長
		NPO法人尚道手をつなぐ会 たいよう事業所管理者
		区民（北区）
		区民（北区）
		北区シニアクラブ連合会副会長
		北区民生委員児童委員協議会赤羽中央地区会長
		北区浮間西町会長
		北区浮間本町商店会長
		板橋区舟渡町会副会長
	東京都立王子特別支援学校主幹教諭	
公共交通事業者		東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室企画調整課長
		国際興業株式会社運輸事業部業務課サブリーダー
		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部長
関係行政機関		北区まちづくり部都市計画課長
		北区土木部参事
		北区土木部施設管理課長
		板橋区福祉部障がい者福祉課長
		東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長
		東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長
		東京都第六建設事務所管理課長
		東京都第六建設事務所補修課長
	東京都東部公園緑地事務所管理課長	
事務局		
東京都建設局道路管理部安全施設課長		

**浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会 設置要綱（案）**

平成30年11月28日

## （設置）

第1条 障害者や高齢者をはじめとする全ての利用者が使いやすい道路となるよう、北区バリアフリー基本構想（地区別構想 赤羽地区）で定められた、浮間舟渡駅駅前広場の特定事業の実施にあたり、利用者の参画に基づき、意見交換をしながらバリアフリー化を図ることを目的として、「浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- （1）北区バリアフリー基本構想（地区別構想 赤羽地区）で定められた、浮間舟渡駅駅前広場及びその付近における特定事業の実施に関する事。
- （2）浮間舟渡駅駅前広場及びその付近におけるバリアフリー化に関する事。
- （3）その他前条の目的を達するために必要な事項に関する事。

## （組織）

第3条 検討会は、別紙1に掲げた職にあるもの又は事務局が新たに指名したものをもって組織する。

- 2 委員の任期は、検討会の設置の日から、検討会を解散する日までとする。

## （会長及び副会長）

第4条 検討会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、あらかじめ事務局が指名したものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

## （会議）

第5条 検討会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

## （関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、事務局において総括し、及び処理する。なお、事務局は、東京都建設局道路管理部安全施設課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月28日から施行する。

## 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会 委員名簿

平成30年11月28日現在

委員		
学識経験者	(会長)	日本大学理工学部交通システム工学科助教
	(副会長)	日本工業大学建築学部建築学科教授
	(副会長)	中央大学研究開発機構助教
高齢者、障害者団体等		北区障害者団体連合会副会長
		北区肢体不自由児者父母の会顧問
		自立生活センター・北代表
		公益社団法人認知症の人と家族の会会員
		北区視覚障害者福祉協会会長
		北区聴覚障害者協会幹事
		NPO法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会事務局長
		NPO法人尚道手をつなぐ会 たいよう事業所管理者
		区民（北区）
		区民（北区）
		北区シニアクラブ連合会副会長
		北区民生委員児童委員協議会赤羽中央地区会長
		北区浮間西町会長
		北区浮間本町商店会長
		板橋区舟渡町会副会長
	東京都立王子特別支援学校主幹教諭	
公共交通事業者		東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室企画調整課長
		国際興業株式会社運輸事業部業務課サブリーダー
		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部長
関係行政機関		北区まちづくり部都市計画課長
		北区土木部参事
		北区土木部施設管理課長
		板橋区福祉部障がい者福祉課長
		東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長
		東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長
		東京都第六建設事務所管理課長
		東京都第六建設事務所補修課長
	東京都東部公園緑地事務所管理課長	
事務局		
東京都建設局道路管理部安全施設課長		

## 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会の公開等に関する事項（案）

平成30年11月28日

- 第1 本事項は、浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会の公開に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2 検討会の開催に際し、傍聴を希望する者がいた場合は、運営上支障がない限りこれを認めるものとする。
- 第3 検討会の記録のため、事務局において録音、撮影を行う。必要に応じ、検討会資料の全部又は一部や意見交換・まち歩きの実施状況、発言の要旨、検討結果等について、東京都ホームページなどで広く周知する。
- 第4 検討会の出席者は次の行為を行ってはならない。
- (1) 私語、雑談または騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること。
  - (2) 事務局の許可なくカメラ等での撮影及び録音をすること。
  - (3) その他、検討会に支障となる行為を行うこと。
- 2 会長は、前項に掲げる行為を行った出席者の退場を命じることができる。

# 道路のバリアフリー化モデル事業の実施について(案)

## 背景

### ○2020 年に向けた実行プラン

(「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化(平成30年度)東京都 平成30年1月策定)

### 【「戦略7」安全・安心で段差のないまち・東京】

#### ▶主な施策

障害者や高齢者をはじめとする全ての利用者が使いやすい道路となるよう、**障害者団体等と意見交換**を行いながら、モデル事業路線で試験的にバリアフリー化整備を実施



#### ▶事業箇所

障害者団体等との連携の実績がある区市に対して、意見照会やヒアリング等を実施した結果、「JR 埼京線浮間舟渡駅 駅前広場」を事業箇所として選定

### ○北区バリアフリー基本構想「事業実施時における利用者参加の推進」(抜粋)

(北区バリアフリー基本構想【地区別構想赤羽地区】東京都北区 平成29年3月策定)

- 各施設設置管理者等は利用者意見を取り入れるよう、協議会や区民部会を活用するなど**点検や意見交換の場**を設けるよう努める
- 各整備の段階で利用者参加による効果は異なるため、事業の状況に応じ**複数回の点検や意見交換**がされることが望ましい

### ○東京都福祉のまちづくり推進協議会 意見具申 (抜粋)

(これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備の方向性について  
～利用者の視点に立ったハードとソフトの一体的な整備に向けて～

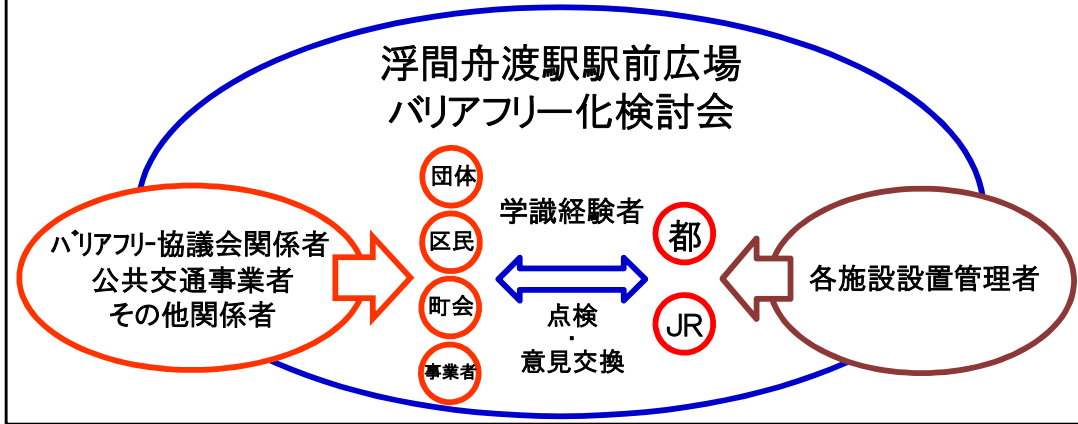
東京都福祉のまちづくり推進協議会 平成29年11月)

- 高齢者や障害者など当事者が参加したバリアフリーに関する**意見聴取を実施し、整備に反映する取組を推進する必要がある**

## 検討会のイメージ

- 浮間舟渡駅駅前広場で特定事業を有する**各施設設置管理者**と、**バリアフリー協議会関係者及びその他関係者**で構成する**検討会**を都が立ち上げ、特定事業の整備内容等について**点検や意見交換**

⇒ 点検、意見交換した内容を**整備に反映**



## 全体スケジュール

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
バリアフリー化検討会	11/28 ① 意見交換 現地確認 1/21 ② まち歩き 意見交換 2/28 ③ 意見交換 とりまとめ	意見交換	意見交換
バリアフリー化整備		測量・設計・整備・評価	



北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】特定事業計画（抜粋）

【進捗管理シート】その他事業計画

番号：その他-06

地区：浮間舟渡・北赤羽駅周辺

特定事業等の実施時期

[短期]平成29年度～平成32年度に実施する事業 [中期]平成33年度～平成37年度に実施する事業  
 [長期]平成38年度以降に実施する事業 [継続]継続的に実施する事業  
 [検討中]実施に向けて検討する事業 [順次]順次実施する事業

項目		該当事業者	内容															
1. 施設名、路線名		すべて	駅前広場 JR浮間舟渡駅駅前広場															
2. 事業主体		すべて	東京都建設局第六建設事務所															
3. 事業区間		道路管理者	—															
4. 道路延長 (m)		道路管理者	—															
5. 所在地		建築物所有者・管理者等	—															
6. 現状と移動等円滑化の今後の方針		すべて	整備後時間が経過しており、歩道上の勾配や視覚障害者誘導用ブロックなどについて移動等円滑化基準に適合していない。今後は適切な維持管理に留意するとともに、配慮事項等を踏まえた改善を検討する。															
7. 事業計画及び事業実施状況			事業計画の内容											事業実施状況				
北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】※変更不可			詳細な事業内容	規模		実施時期										実施に際し配慮すべき事項、 検討状況、変更点など		
番号	項目	事業内容		数量	単位	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		継続	検討中
1	歩道等	車止めの設置位置の改善または安全対策		必要	箇所													
2	歩道等	横断歩道接続部等の段差や勾配の解消		必要	箇所												✓	
3	歩道等	インターロッキング舗装のがたつきの解消		必要	箇所													
4	バス乗降場・ バス停留所 タクシー乗降場	タクシー乗降場の段差の解消 (占用協議における連携・調整)		必要	箇所												✓	
5	視覚障害者 誘導用ブ ロック	視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・駅 及び周辺経路等との連続性の確保)		必要	箇所												✓	
B. その他 現況写真/整備状況写真/上記以外の実施事業や予定事業/コメント等																		

**北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】特定事業計画（抜粋）**

**【進捗管理シート】交通安全特定事業計画**

特定事業等の実施時期

[短期]平成29年度～平成32年度に実施する事業 [中期]平成33年度～平成37年度に実施する事業  
 [長期]平成38年度以降に実施する事業 [継続]継続的に実施する事業  
 [検討中]実施に向けて検討する事業 [順次]順次実施する事業

番号：交通安全-01

地区：全体

項目		該当事業者	内容																
1. 施設名、路線名		すべて	信号機等																
2. 事業主体		すべて	警視庁																
3. 事業区間		道路管理者	—																
4. 道路延長 (m)		道路管理者	—																
5. 所在地		建築物所有者・管理者等	—																
6. 現状と移動等円滑化の今後の方針		すべて	音響式や経過時間表示式信号機、エスコートゾーンの設置等のバリアフリー化を順次進めている。今後も主要な生活関連経路における交差点を中心に対策を行うとともに、必要な交通安全対策を実施する。																
7. 事業計画及び事業実施状況			事業計画の内容							事業実施状況									
北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】※変更不可			詳細な事業内容	規模		実施時期					実施に際し配慮すべき事項、検討状況、変更点など								
番号	項目	事業内容		数量	単位	H29	H30	H31	H32	H33		H34	H35	H36	H37	H38	継続	検討中	順次
1	信号機等	バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式等）の整備	別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照	必要	箇所													✓	平成29年度に交通安全特定事業計画を策定予定。
2	信号機等	エスコートゾーンの整備	別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照	必要	箇所													✓	同上
3	信号機等	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化	別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照	必要	箇所													✓	同上
4	違法駐車防止のための事業	違法駐車車両の指導取締り等	放置駐車等の指導取締りと違法駐車防止広報啓発活動等の推進	—	—													✓	
8. その他 現況写真/整備状況写真/上記以外の実施事業や予定事業/コメント等			歩道がない生活関連経路を設定した場合、横断歩道や信号機等の整備が行えない場合がある。																

# 浮間舟渡駅駅前広場の現場状況【特定事業6項目、その他1項目】

【特定事業⑤】視覚障害者誘導用ブロックの改修



【特定事業②】横断歩道接続部等の段差や勾配の解消



【特定事業⑥】バリアフリー対応型信号機整備等



【特定事業①】車止めの設置位置改善



【その他事項】バス降り場の改善



【特定事業④】タクシー乗降場の段差の解消



【特定事業③】インターロッキング舗装のがたつき解消



# 浮間舟渡駅 駅前広場周辺のバリアフリー化の現状等

## 特定事業① 車止めの設置位置の改善または安全対策

### 該当箇所位置図



### ■基本構想策定時におけるご意見

- ・車止めが横断歩道にあり、ぶつかって危険である。

### ■関連基準

(○道路の移動等円滑化整備ガイドライン ●東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル)

- 歩道への乗上げ駐車を防ぐため、車止めや植樹帯など道路構造上の工夫をする。

### 現状

①



可動式の車止めが駅側の横断歩道接続部にのみ設置。ステンレス製であり視認性は高くない。

②



歩行者一人が通行する程度の設置間隔であり、衝突の危険性がある。



### 改善イメージ



視認性の高い(周辺の色彩等とのコントラスト確保等)車止めの採用。設置間隔も歩行者の通行に限りなく支障のない間隔で設置。



車止めを設置しない運用方法も考えられる。

○検討課題: 視覚障害者の衝突を回避するため、横断歩道区間においてエスコートゾーンの設置と併せて検討が必要である。車止めの必要性について運用状況等の確認を行う必要がある。

# 浮間舟渡駅 駅前広場周辺のバリアフリー化の現状等

## 特定事業② 横断歩道接続部等の段差や勾配の改善

### 該当箇所位置図



### ■基本構想策定時におけるご意見

- ・横断歩道前の勾配が急である。
- ・公園側の横断歩道で歩道との段差が大きい箇所があり、ベビーカーが引っ掛かった。

### ■関連基準

(○道路の移動等円滑化整備ガイドライン ●東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル)

- 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。
- 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者が円滑に転回できる構造とするものとする。
- 歩行者の通行動線上における歩道と車道の段差は、2cmを標準とすること。
- すりつけ勾配は、5%(1/20)以下(ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%(1/12)以下)とし、勾配の方向は、歩行者の動線の方向と一致させる。
- 交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水などを考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるようなこうぞうとすること。
- 交通量の少ない細街路などと交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性、連続性を考慮し、平坦となるような構造とすること。ただし切り開き構造とする場合は、細街路の路面と歩道面とに段差を設けること。

### 現 状

①



浮間公園前の歩道における横断歩道接続部。勾配が大きく、歩車道境界部に段差があり、車椅子が安全に待つことができる平坦部分がない。

②



全般的に歩車道境界段差2cm程度の上面が平坦な縁石ブロックが用いられている。

### 改善イメージ



横断歩道接続部の前に安全に待つことができる平坦部を確保。



突起を設けて認識性を高める、車椅子が通行する溝を設ける、ブロック内で勾配を設けて段差を小さくするなど、視覚障害者及び車いす使用者に配慮した縁石ブロックの採用。

○検討課題:横断歩道接続部の平坦部が確保できない場合、車道のかさ上げにより勾配を緩やかにする可能性を検討する必要がある。縁石ブロックについては、板橋区で採用されているタイプ(突起・千鳥)との統一性に留意する必要がある。

# 浮間舟渡駅 駅前広場周辺のバリアフリー化の現状等

## 特定事業③ インターロッキング舗装のがたつきの解消

### 該当箇所位置図



### ■基本構想策定時におけるご意見

- ・舗装のがたつきがあり、波打っているので車いすやベビーカーには細かい振動が気になる。

### ■関連基準

(○道路の移動等円滑化整備ガイドライン ●東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル)

- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。
- 歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮し、舗装材料を選択すること。

### 現 状



①

駅前広場全体の歩道は不透水性のインターロッキングブロック舗装で整備。舗装は明度差の高い色彩を組合せて使用。



②

樹木の根上がりによって歩道舗装面のがたつきが発生。



### 改善イメージ



透水性で段差の発生しにくいインターロッキングブロック舗装による整備例。落ち着いた色彩が用いられている。



透水性の平板ブロック舗装による整備例。滑りにくく、目地のがたつきを感じにくいように舗装表面に細かいスリットが設けられている。

○検討課題: 舗装全面改修にあたっては不陸の発生しにくい舗装材の採用など今後の維持管理も考慮した検討が必要である。

# 浮間舟渡駅 駅前広場周辺のバリアフリー化の現状等

## 特定事業④ タクシー乗降場の段差の解消

### 該当箇所位置図



### ■基本構想策定時におけるご意見

・タクシー乗降場に段差があるので、解消してほしい。

### ■関連基準

(○道路の移動等円滑化整備ガイドライン ●東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル)

○駅前広場に乗降場を設ける場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮するものとし、タクシー停車位置に接する部分は、横断歩道等に接続する歩道等の部分に示される構造とする。

### 現状



① UDタクシーが停車しているが、車道に降りられる傾斜路等はなく、車両後方からの車椅子での乗車は困難。

② 縁石高さ20cm程度。歩道境界には横断防止用の柵が設けられている。



### 改善イメージ



タクシー乗降時に車道に降りられるように傾斜路を設置。

UDタクシーへの対応。後方乗車タイプに対応した乗降場を設けた駅前広場の例。

○検討課題: JapanTaxiは車椅子乗降の場合歩道高さ15cm程度からの側方からの乗降が望ましいとされており、「車道面からの乗降」と「歩道からの乗降」の併用が可能な道路構造について検討を行う必要がある。

# 浮間舟渡駅 駅前広場周辺のバリアフリー化の現状等

## 特定事業⑤

## 視覚障害者誘導用ブロックの改修 (JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法・駅及び周辺経路等との連続性の確保)

### 誘導用ブロック敷設位置図



### 基本構想策定時におけるご意見

- ・誘導用ブロックは色あせているものやすり減っているものなど劣化が激しい。
- ・誘導用ブロックはJIS規格でないものが多く、コントラストが確保されていない。
- ・駅から公園までの誘導用ブロックの連続性がない。
- ・降車専用のバス停にも視覚障害者誘導用ブロックを敷設してほしい。

### 関連基準

(○道路の移動等円滑化整備ガイドライン ●東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル)

- 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。
- 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において効果が発揮できない場合には、他の色を用いることができる。この場合には輝度比を確保できる適切な色を選択する。(輝度比2.5以上)

### 現状

①



誘導用ブロックの線状突起部が一部欠損。植栽ますに近接しており、視覚障害者の転倒や衝突などの危険性がある。誘導用ブロックとの輝度比が部分的に確保されていない。

②



朝のバス待ちの行列が誘導用ブロックの上に並ぶ状況が日常的に発生。

### 改善イメージ



JIS規格で輝度比を十分に確保。明るい舗装材を採用する場合でも視覚障害者誘導用ブロックの縁に輝度比の高い舗装材を配置することで視認性を高める。



誘導用ブロックの連続設置。歩道の誘導用ブロックと建物側の誘導用ブロックの連続性の確保。

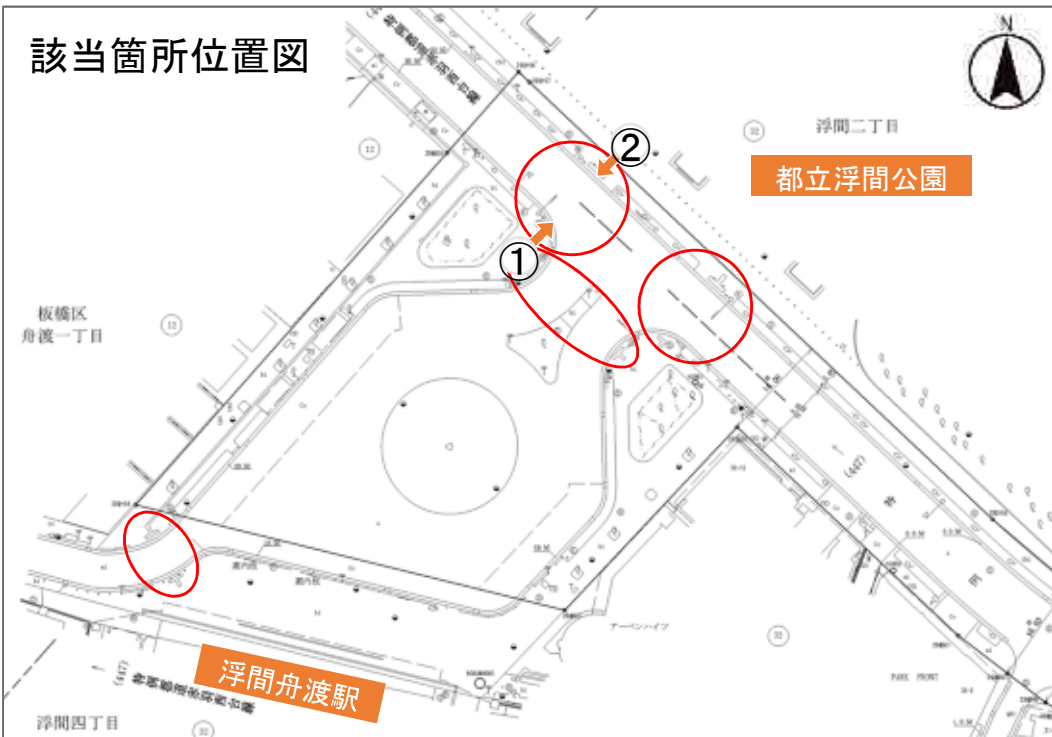
○検討課題:バス待ち行列を回避する形での敷設方法検討時には、現在の植栽ますの撤去も含め空間内における適切な配置を検討する必要がある。



# 浮間舟渡駅 駅前広場周辺のバリアフリー化の現状等

## 特定事業⑥ バリアフリー対応型信号機・エスコートゾーンの整備(交通安全特定事業)

### 該当箇所位置図



### ■基本構想策定時におけるご意見

- ・信号機について、音響式信号機や時間表示式信号機を設置してほしい。
- ・浮間公園前の横断歩道は、音響式信号機を設置してほしい。
- ・エスコートゾーンがあると良い。

### ■関連基準

(○信号機等の移動等円滑化基準(バリアフリー法(国家公安委員会規則)・東京都条例) )

#### ○バリアフリー化された信号機:

**音響式信号機** (歩行者用青信号に従って道路を横断し、又は横断しようとする視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの)

**十分な青時間の確保** (歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等が当該横断に通常要すると認められる時間内に赤信号の表示を開始しないもの)

**経過時間表示式信号機** (歩行者用青信号の表示を継続している間、当該表示を終了するまでの時間を表示することができるもの)

**歩車分離式信号機** (歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車等が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないもの)

**○エスコートゾーン** : 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

### 現状



① 信号機はバリアフリー対応となっておらず、エスコートゾーンも設置されていない。



② 経過時間表示等の無い信号機。



### 改善イメージ



押ボタン式音響式信号機への変更。



エスコートゾーン及び経過時間表示の設置

○その他課題: 都立浮間公園を利用する高齢者、障害者等の他、保育園児等の横断も見受けられるため、適切な横断時間の確保や青延長用押ボタン付き信号機の機能付加の検討も必要である。

# 浮間舟渡駅 駅前広場周辺のバリアフリー化の現状等

## その他 バス停留所降車環境の改善

### 該当箇所位置図



### ■基本構想策定時におけるご意見

- ・バス停留所からかなり離れた場所にバスが停まって降車させていた。(前に回送車両があったため)

### ■関連基準

(○道路の移動等円滑化整備ガイドライン ●東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル)

- 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとする。
- 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 高齢者、障害者等を含むすべての人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造とすることが望ましい。

### 現 状



① バス降車場所において、前方に車両が停車している場合には車道上での降車となっている。植栽帯があるため歩道に行くことができず車道上を通行せざるを得ない。



② バス降車場所に植栽帯があり、降車したバス利用者が歩道に上れない状況が発生。



### 改善イメージ



スロープ板等を使用し車椅子でも降車可能なバス降車場として改善。



現在の植栽帯を再整備し降車部分を確保。横断防止のための柵等の設置も検討。

○その他課題:乗車箇所において正着(停留所との隙間がなく停車させること)していない現状があるため、現在の広場形状での正着可能性について確認を行い、運用面を含めた対策の検討が必要である。

## 今後のスケジュール

第2回検討会：平成31年1月21日（月）  
午後2時30分から午後5時30分まで  
場所：舟渡ホール1階ウリエイションホール（浮間舟渡駅から徒歩3分）  
※第1回検討会の会場とは異なります  
内容：まち歩き点検、意見交換

第3回検討会：平成31年2月28日（木）  
午後2時から午後5時まで  
場所：舟渡ホール1階ウリエイションホール（浮間舟渡駅から徒歩3分）  
※第1回検討会の会場とは異なります  
内容：意見交換、とりまとめ

### 【会場案内】（第2回・第3回検討会）

住所：板橋区舟渡1丁目14番5号  
連絡先：03-3969-5722  
アクセス：JR埼京線「浮間舟渡駅」下車徒歩3分

### 案内図



## 浮間舟渡駅 駅前広場バリアフリー化検討会（第 1 回） ご意見シート

2018 年 11 月 28 日（水） 午後 2 時～午後 4 時 浮間区民センター（ふれあい館）2 階 第 1 ホール

本日の資料や検討内容へのご意見やご質問、現地確認でお気づきの点等がございましたら、下記にご記入の上、事務局までご提出ください（メール・FAX・郵送）。  
本ご意見シートを用いず、下記の提出先まで直接メールを送付いただいても構いません。

現地確認でお気づきの点

浮間舟渡駅 駅前広場周辺のバリアフリー方策に関するご意見

その他、検討会の進め方に関するご意見等

※ご提出いただく場合は、12 月 5 日（水）までをお願いします。

事務局（お問い合わせ・提出先）

東京都 建設局 道路管理部 安全施設課 施設計画担当（担当：萩原）  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番地 1 号  
電 話：03-5320-5302 内線：40-565  
F A X：03-5388-1528  
メール：Kazuya\_Hagiwara@member.metro.tokyo.jp